

個人再生委員用チェックシート

長崎地方裁判所

支部

事件番号 令和 年□（再イ） □（再ロ） 第 号

債 務 者 _____

①再生債権の総額（債権者一覧表の再生債権の総額） _____ 万円

②最低弁済額（231Ⅱ③により算出） _____ 万円

100万未満=全額 100～500万=100万 500～1500万=5分の1

③清算価値保障（清算価値チェックシートにより算出した額） _____ 万円

④＊可処分所得額要件（可処分所得額算出シートにより算出した額） _____ 万円

⑤返済総額の最低限度（②，③，＊④のうち最も多い額以上になる必要あり） _____ 万円

⑥返済可能額（3年分を家計から簡易に計算） _____ 万円

※少なくとも⑥≧⑤となっていないと再生計画が遂行される見込みは薄い

【開始条件】33Ⅰ・221Ⅰ

☐ 1 破産原因の生ずるおそれがあること（21Ⅰ）

☐ 2 予納金の納付がなされたこと（25①）

☐ 3 他の倒産手続が係属していない、又は他の倒産手続が係属していても民事再生手続によることが債権者の一般の利益（25②）

☐ 4 再生計画作成・可決・認可見込あり（25③）

☐ 5 不当目的等がないこと（25④）

☐ 6 継続反復収入あり（221Ⅰ）

*☐ +定期・変動小（239Ⅰ）（変動幅≦5分の1目安）

☐ 7 再生債権総額5000万以下（221Ⅰ，239Ⅰ）

*☐ 8 再度利用等の制限にかからないこと（239Ⅴ②）

※ 9 事前協議 ☐協議済（規101）

☐協議中

※条項はいずれも民事再生法

【書面決議要件】 230Ⅲ

- ☐ 1 期間経過かつ報告書の提出あり (230Ⅰ)
- ☐ 2 再生計画が遂行される見込みがあること (174Ⅱ②)
- ☐ 3 再生計画の決議が一般の利益に反する (174Ⅱ④)
- ※☐ 4 再生計画遂行可能 (202Ⅱ②)
- ※☐ 5 権利喪失見込み (202Ⅱ③)
- ☐ 6 継続反復収入あり (231Ⅱ①)
- ☐ 7 債権総額 5 0 0 0 万以下 (231Ⅱ②)
- ☐ 8 計画弁済総額が最低限度額を上回っていること (231Ⅱ③④)
- ※☐ 9 再生計画に住宅資金特別条項の定めがあること (231Ⅱ⑤)

【認可要件】 174Ⅰ・231Ⅰ

- ☐ 1 再生計画が遂行される見込みがあること (174Ⅱ②)
- ☐ 2 再生計画の決議が不正の方法により成立 (174Ⅱ③)
- ☐ 3 再生計画の決議が一般の利益に反する (174Ⅱ④)
- ※☐ 4 再生計画遂行可能 (202Ⅱ②)
- ※☐ 5 権利喪失見込み (202Ⅱ③)
- ☐ 6 将来において継続反復収入あり (231Ⅱ①)
- ☐ 7 債権総額5000万円以下 (231Ⅱ②)
- ☐ 8 計画弁済総額が最低限度額を上回っていること (231Ⅱ③④)
- ※☐ 9 再生計画に住宅資金特別条項の定めがあること (231Ⅱ⑤)

【終了処理】

- ☐ 報酬決定受領
- ☐ 申立代理人に振込先口座を確認
- ☐ 報酬受領・残額を返金

(注)

- 1 ※印箇所は、給与所得者等再生手続の場合のみ
- 2 ※印箇所は、住宅資金特別条項を定める場合のみ